

①寛政11年 関根村名主見習任命状」新井家文書 No. 284

【解説文】

覚

武州埼玉郡

関根村

久五郎

右之者、此度其村名主

役見習申付者也

寛政十一年

正月廿八日

地頭所

【読み下し文】

覚え

右の者、此度其村名主

役見習い申付ける者也

【現代語訳】

右の者に、このたびその村の名主役見習いを申付けるものである。

【解説】

江戸時代、旗本領の村役人は、村の百姓であるとともに旗本から村政を預かる支配の末端にも位置していました。そのため、人選も形式としては旗本から任命する形がとられたのです。江戸の旗本屋敷をあらわす「地頭所」の文字を、百姓の「欠五郎」の文字よりも大きく書くことで、権力や身分に起因する旗本領主と領民の関係を如実に表現しています。

②卯年 関根村名主退役及び任命状」新井家文書 No. 282

【解説文】

(端裏書)

「 名主役

幸右衛門

受書

覚

関根村

名主

権左衛門

右権左衛門儀、名主役年来

相勤候処、近年病身ニ罷成候

候ニ付、先キ頃退役願指出候処、

指留申付候ニ付、猶又勤向出情

是迄相勤候得共、乍去追々

老年ニ茂相成、難勤候間、此度

退役相願候趣、残念ニハ候得とも

伺願退役申付候、是迄段々

数年来之勤骨折候事ニ候、

跡役之儀者則悴幸右衛門江

申付候、引続役儀相勤候事

格別規模至ニ候者也

卯二月廿八日 地頭所

関根村

名主

権左衛門江

【読み下し文】

覚え

関根村

名主

権左衛門

右権左衛門儀、名主役年来

相勤め候処、近年病身に罷り成り候

候に付、先キ頃退役願い指し出し候処、

指し留め申し付け候に付、猶又勤め向き出精

是迄相勤め候得共、去りながら追々

老年にも相成り、勤めがたく候間、此度

退役相願い候趣、残念には候得とも

伺願い退役申し付け候、是迄段々

数年来の勤め骨折り候事に候、

跡役の儀は則ち悴幸右衛門へ

申し付け候、引き続き役儀相勤め候事

格別規模の至りに候者也

【現代語訳】

右の関根村名主の権左衛門について、名主役をこれまで勤めてきたが、近年病気を煩ったため、先日退役願いを「旗本領主へ」指し出した。しかし、「名主役に」指し留めを「地頭所から」申し付けたため、猶又勤め向きに精を出してこれまで勤めてきた。しかし、追々老年にもなり、「名主役を」勤めがたくなってきたので、このたび退役を願うとのこと。残念ではあるが、伺願いの「とおりに」退役を申し付けるものである。これまで段々数年来に及ぶ名主役の勤めにおいて骨を折ってきたことであろう。跡役については、「権左衛門の」悴である幸右衛門へ申し付ける。引き続き役儀を勤めること。格別に模範の至り「といえる」者である。

※「」は意味を補ったもの(以下同じ)。

【解説】

①の任命状に対して、②は退役と任命があわせて地頭所から命じられたものです。任命と同様に退役にあたっても旗本からの許しが必要れば村役人を退くことはできませんでした。本文によると、権右衛門も一度退役を願いながらも地頭所から引き留められ、勤役を続けています。後継が忰の幸右衛門となったことから、退役と任命が同文書でおこなわれたでしょう。

なお、端裏書(はしうらがき)とは、文書の端(本紙表面の右端)の裏側に記された墨書のことです。文書を奥側から表面を内側にして巻き上げていくと、この端裏部分が一番外側になるため、「見出し」の役割をした墨書が記されるようになります。

③ 明和7年 御屋敷類焼の先納金、質地により調達の手を定める書付「当館蔵新井家文書 No. 294」

【解説文】

相定申書附之事

一、此度御屋敷様御類焼被遊候ニ付、先納被仰付候所、面々出来不申候間、各々御頼申候而、質地を以御才覚被成、金子拾貳両貳分御調被成、御用立被下候所、相違無御座候、依之為念連印致置申所、仍而如件

関根村

百姓

明和七寅ノ十二月

岡右衛門印 定右衛門印 孫兵衛印 庄左衛門印 仁右衛門印 清兵衛印 伴兵衛印 又兵衛印 重五郎印 又八郎印 市之丞印 要助印 平重郎印 久八郎印 孫左衛門印 義兵衛印 忠右衛門印 武左衛門印 兵左衛門印 弥右衛門印 富五郎印 徳右衛門印 権太印 彦八印 利右衛門印

役所

伊兵衛印 郷右衛門印 作兵衛印 惣兵衛印 伊平次印 権兵衛印 久右衛門印 幸八郎印 仁左衛門印 長左衛門印 宇兵衛印 長右衛門印 金右衛門印 庄右衛門印

【読み下し文】

相定め申す書き付けの事

一つ、此度、御屋敷様御類焼遊ばされ候に付、先納仰せ付けられ候所、面々出来申さず候間、各々御頼み申し候て、質地を以つて御才覚成られ、金子拾貳両貳分御調い成られ、御用立て下され候所、相違御座なく候、これに依り念のため連印致し置き申す所、仍つて件の如し

【現代語訳】

ここに定め申す書き付けの事

このたび、御屋敷様(旗本領主)「の屋敷」が類焼なされたため、先納(翌年以降の年貢の前借り)を仰せ付けられた。ところが、みな「金子の工面が」出来ないため、「村役人」各々が頼み申して、「我々の」所持地を村役人へ(質地)に入れることによつて、金子十二両二分を調べ、村役人が御用立てして下さったことに間違いありません。これにより、念のため「百姓たちで」連印をするものである。

【解説】

江戸は火事が多く、領主の屋敷が類焼することも度々ありました。そうした場合にも領民に対して屋敷普請に要する資金調達を命じられました。年貢を前借りする先納(せんのう)という手段で領民から次々に金子工面を受け、借財が膨れ上がるケースが大半でした。

今回の場合、関根村は命じられた金子を用意することが難しく、惣百姓たちそれぞれから村役人へ所持地を質地に入れることによつて、その質入れ金を先納金にあてる、という方法がとられました。実質的には、村役人が立て替えて旗本領主へ納入する形となることから、惣百姓を救済するためにも村役人の経済力は不可欠であったのです。

なお、「役所」は村役人の居室のことで、関根村名主の新井家にあてて惣百姓が差し出した文書です。

④安永3年 今後先納金・御用金等申付けなき旨につき
一札「当館蔵新井家文書No.185

【解読文】

一札之事

一、前々方先納金并御用金、此度年賦ニ被仰付難儀至極仕候得共、御殿様之儀殊ニ此末先納金御用金等ハ一切被仰付間敷旨、依之承知仕、然上ハ向後先納金其外何分之御用金被仰付候共、右之訳ケ故金主方無御座候、万一先納御用金被仰付候共、御訴訟成シ可被下候、右ニ付諸入用相掛り候共、惣百姓無相違相繕可申候為其連印、仍而如件

関根村惣百姓

安永三年二月

郷右衛門 印	岡右衛門 印
作兵衛 印	定右衛門 印
久次 印	孫兵衛 印
伊平次 印	庄左衛門 印
権兵衛 印	仁右衛門 印
伝兵衛 印	清兵衛 印
久右衛門 印	伴兵衛 印
新右衛門 印	又兵衛 印
幸八 印	重五 印
嘉右衛門 印	三郎右衛門 印
長右衛門 印	又八 印
長左衛門 印	市之丞 印
仁左衛門 印	久八 印
左平次 印	平重 印
安兵衛 印	要助 印
元右衛門 印	彦右衛門 印
	孫左衛門 印
	儀兵衛 印
	忠右衛門 印
	銀右衛門 印
	兵左衛門 印
	弥右衛門 印
	富五 印
	徳右衛門 印
	金右衛門 印
	彦八 印
	利右衛門 印
	伊兵衛 印

村役人衆中

【読み下し文】

一札の事

一つ、前々より先納金ならびに御用金、此度年賦に仰せ付けられ難儀至極仕り候得共、御殿様の儀、殊に此の末先納金御用金等は一切仰せ付けられまじき旨、これに依り承知仕り、然る上は向後先納金其の外何分の御用金仰せ付けられ候共、右の訳ケ故、金

主方御座なく候、万一先納御用金仰せ付けられ候共、御訴訟成し下さるべく候、右に付諸入用相掛り候共、惣百姓相違なく相銘し申すべく候、其のため連印、仍つて件の如し

【現代語訳】

一札の事

前々より「工面してきた」先納金と御用金について、このたび「年貢からの差引ではなく」年賦「払い」に仰せ付けられたことは難儀至極である。しかし、殿様（旗本領主）がとりわけ、今後先納金御用金等は一切命じないと仰せがあったので、これにより承知仕る。しかる上は、今後先納金そのほかどのような御用金を命じられようと、右の理由ゆえ、「領民に」金主方はいない。万一、先納御用金を命じられても、「村役人方には」領主へ訴訟をさせていただく。これに諸入用がかかっても、惣百姓は相違なく記し申す。そのため連印するものがある。

【解説】

領民へ多額の先納金や御用金を賦課すると、当該年度の年貢からの差引だけでは当然返済が難しくなります。そこで旗本は領民への返済を年賦払いへ切り替え、たとえ利息が嵩むとしても期限の延引を行いました。それは村や領民にとっては好ましいことではありません。今回も以後先納金と御用金を一切賦課しないという殿様の仰せがあったので、年賦払いへの切り替えを許したに過ぎませんでした。

そして、もし今後、この殿様の言葉に反して、領民へ先納御用金が命じられた時には、領主へ対して村役人が訴訟を起こすこともやぶさかではないとされています。旗本領に暮らす惣百姓たちの断固とした姿勢が感じられます。

⑤（近世）旗本加藤家屋敷相對替えにより引越し先申達につき廻状「当館蔵新井家文書No.292

【解読文】

以廻状申達候、然者今度御屋敷御相對替御整被成、来ル十一日ニ御引移被遊候依之御場所左申達候

小日向中ノ橋脇馬場江寄候

横町古田鎌次郎様御屋敷

此段被得其意、廻状早々順達可被致候、留り村方早々可被相返候、以上

加藤勝之助内

十二月六日

吉田 巳之助

下大崎村

藤間村

関根村

川面村

玄番新田
高畑村
下野田村
両組
右村役人中
村方
御役人中

【読下し文】

廻状を以つて申し達し候、然るは今度御屋敷御相對
替え御整い成られ、来る十一日に御引き移り遊され候
これに依り御場所左に申し達し候

小日向中ノ橋脇馬場へ寄り候

横町古田鎌次郎様御屋敷

此段其意を得られ、廻状早々順達致さるべく候、
留り村より早々相返さるべく候、以上

【現代語訳】

廻状をもつて申し達する。今度、「旗本領主の」御屋敷の
相對替えがお整いになられ、来る十一日にお引き移りにな
る。これにより、「新しい御屋敷の」場所を左に申し達する。

小日向中野橋脇馬場へ寄つた

横町にある古田鎌次郎様の御屋敷

これについて、よく心得られ、廻状を早々に順達するよう
に。「順達の最後となる」留り村から、早々に「この廻状を地
頭所へ」返すように。

【解説】

この文書は、関根村の領主である旗本加藤家の家臣吉田
巳之助が、加藤家の知行地（下大崎村・藤間村・川面村・玄
番新田・高畑村・下野田村）の各村役人にあてて出したもの
である。廻状とは、現代でいう回覧板のような機能をもつ文
書で、廻状の本紙が手元に到来したら、その内容を筆写して、
次の村へ廻されました。最後の村（留り村）は、廻状の本紙を
地頭所へ返却することで、伝達が行き届いたことを報告しま
した。ですから、この文書は、正確には関根村に到来した廻
状の写しということになります。

御屋敷の「相對替（あいたいがえ）」とは、屋敷を所持する武
家同士相對で相談して、幕府の許可が得られれば、交換が
実現する屋敷替えの仕組みのことです。今回は古田鎌次郎
の屋敷との相對替えが実現したので、その場所が通達されま
した。旗本の暮らす江戸と領民が暮らす知行地は離れてい
るようにも感じますが、用向次第で村役人たちは江戸の地
頭所へしばしば出向き（出府・しゅつぷ）、旗本の御用を聞いた
り、あるいは知行地からの要望を申し入れたりしていました。
そのため、知行地の村役人たちは江戸の地頭所の場所を把
握している必要があつたのです。

【今回の内容に関する参考文献】

『武蔵国埼玉郡忍領関根村 新井家文書目録』
（行田市立図書館、一九七三年）
「旗本領の成立と展開」
「旗本領の支配と民衆」
（『行田市史普及版 行田の歴史』二〇一六年）